福島県知事　内堀雅雄　様 ２０１８年６月１８日

遠野の環境を考える友の会　会長　佐藤吉行

　　　　　　　　　　　　　　　　　いわき市遠野町入遠野字天王７３－１

電話070―2025―4106

**いわき市遠野町に計画中の二つの風力発電事業に関わる保安林の解除及び発電事業を認めない事を求める要望書**

　いわき市遠野町には、現在計画中の風力発電事業として、「（仮称）三大明神風力発電事業」および「（仮称）遠野風力発電事業」の二つがあります。この間、計画地が非常に土砂災害を起こしやすい地域であること、公共水道がなく、沢水をはじめとした自然水を使っている世帯がほとんどで、建設が強行されると大規模な自然改変で水環境を悪化させ、住民の生活に重大な影響を及ぼしかねないとして、これまでも国・県に対し、事業計画を認めないこと、市に対してはこれらの計画の中止を求めること、そして、国・林野庁磐城森林管理署には建設予定地の保安林の解除申請があっても、これを認めないことを強く要望してきました。

　私たちは前回県に要望に来た際、県と国に対して計画を認めないよう求める住民署名を提出しましたが、さらに署名は増え続け、計画地に近い地域は圧倒的に、また、**町内の他の地域**でも、世帯数で８割を超える署名が集まり、計画中止を求める住民の声はますます広がっています。今年４月に改定された風力発電に関する国・資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」でも、地域との関係の重要性を強調していますが、地域の理解や合意があるというには程遠い現状で、その点だけを見ても、このまま計画が進められることを認めるのは大きな問題です。

　本年２月２７日に二度目の県への要望の際、**国**有林の保安林の解除**権限**は国にあるという内容の回答でした。しかし、同３月３０日に**林野庁**に要望に行った際には、「解除申請があった場合、県と協議して決める」、「国有林の保安林の解除といえども国が勝手に行うわけではない」との見解を示しました。

林野庁**・**森林管理署の説明からは、国有林の解除といえども県の意見が解除の可否を決定すると言っても過言でないことから以下のことを要望いたします。

1. 土砂災害の危険を高め、**地域の水利用に支障をきたすなど**、住民の生活環境に重大な悪影響を及ぼす可能性のある二つの発電事業の実施のための、当該地域の保安林の解除は認めない意見を国に提出してください。
2. 国の改正ガイドラインの観点からも、住民合意が得られていない二つの風力発電事業については認めないよう国に求める意見を提出する事。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上